



## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

## 6. 業務の背景

タンザニアは、94万5千km<sup>2</sup>の国土に約4,160万人の人口を擁するが、その約82.5%にあたる約3,430万人が村落部に居住している。しかし、2010年時点で村落部における安全な水へのアクセスは58.7%に限られており、約1,420万人が汚染の恐れのある水源を使用している。

タンザニア政府は、第2次国家水政策（2002年）に基づき、セクターワイドアプローチのコンセプトをベースにした水セクター開発プログラム（WSDP: Water Sector Development Programme）を2007年2月に立ち上げた。WSDPの4コンポーネントの1つである「村落給水・衛生」では、2025年のTanzania Development Visionのゴールまでに地方部で90%の給水率を達成することを目標としており、そのための方策として、地方給水衛生プログラム（RWSSP: Rural Water Supply and Sanitation Programme）を定めている。

WSDP/RWSSPでは、従来の中央政府主導の村落給水事業実施及び運営維持管理体制から、県にそれらの役割を委譲する地方分権化政策が定められており、それに沿った権限委譲が急速に進められた。このため、WSDP/RWSSPを実施していくための県職員の村落給水事業の実施能力、及び給水施設の運営維持管理能力の強化が必要となっていた。

このような背景から、2005年にタンザニア政府から我が国に対して技術協力プロジェクト「村落給水事業実施・運営維持管理能力強化計画（通称RUWASA-CAD、以下フェーズ1）」が要請された。フェーズ1は2007年9月から2010年8月までの3年間、パイロット4州（コースト州、ダルエスサラーム州、リンディ州及びムトワラ州）において実施され、県給水・衛生班（DWST: District Water Sanitation Team）を中心とした能力向上を行うための各種研修教材及び研修実施スケジュール等がまとめられ、これによる研修も実施された。

一方で、WSDP/RWSSP自体については、全国のDWST等の給水計画の策定能力やバスケットファンドを用いた施設建設のためのプロジェクトマネジメント能力が不十分なため、その進捗が遅れており、WSDP/RWSSP実施に携わる関係機関の能力強化の重要性が再認識されていた。また同国は、地域によって自然条件、社会条件が異なるため、研修パッケージを各地域の特性に合わせたものへと改良する必要性も認められていた。

このような背景に基づき、タンザニア政府から2009年に提出された要請を受けてJICAは2011年8月から2015年5月までの予定で「村落給水事業実施・運営維持管理能力強化プロジェクト

（RUWASA-CAD）フェーズ2」（以下、本プロジェクト）を実施している。本プロジェクトでは上記課題への対応に加え、パイロット地域（ムワンザ州、タボラ州、シンギダ州）の12の対象コミュニティで運営・維持管理までの支援を行うことにより、コミュニティレベルにおける実践に基づいた能力開発支援が行われることを目指している。本プロジェクトは、総括/村落給水、組織能力開発、給水施設運営維持管理などの分野で6名の専門家を派遣している。

2013年1月に実施した中間レビューでは、RUWASA-CAD研修パッケージの改善に係る活動（アウトプット1）、補完教材の作成（アウトプット2）、研修コンサルテーションガイドの第1ドラフトの作成（アウトプット3）、及びパイロット地域における研修の実施（アウトプット4）が概ね計画通り実施されたと評価された。しかし、DWST、州給水・衛生チーム（RWST: Regional Water and Sanitation Team）及び流域管理事務所（BWO: Basin Water Office）による能力強化（CD: Capacity Development）計画実施予算の不足、CD計画自体の予算過多が主な原因となり、アウトプット1及びアウトプット3の達成レベルが低いとされた。

5項目評価に関しては、妥当性は概ね高いと考えられるが、効率性、有効性、持続性は、中間レビューまでのプロジェクト進捗状況を分析すると低い、インパクトに関しては、上位目標の既存の指標ではその達成見込みの判断が難しいと評価された。

今回実施する終了時評価調査は、2015年6月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実

績、成果を評価、確認するとともに、協力期間延長の必要性・妥当性等の検討の上、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施に当たっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

### (1) 国内事前準備 (2015年1月中旬～2015年1月下旬)

- ア 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- イ 相手国との間で合意済の最新版のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ウ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他タンザニア側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(案)(和文・英文)を作成する。
- エ 調査団内の検討のため、評価グリッド(案)を用いて評価デザイン(案)を検討する。
- オ 国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- カ 対処方針会議等の派遣前のJICAとの打合せに参加する。

### (2) 現地調査 (2015年1月下旬～2015年2月中旬)

- ア JICA在外事務所等との打合せ・協議に参加する。
- イ プロジェクト関係者(タンザニア側関係者、プロジェクト専門家)に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ウ 相手国C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報・データの収集、整理を行う。
- エ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。
- オ 国内準備作業並びに上記ウ及びエで得られた結果をもとに、他団員及びC/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- カ 調査結果や他団員及びC/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- キ 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- ク 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ケ 担当分野に係る現地調査結果のJICA在外事務所等への報告に協力する。
- コ 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。

### (3) 帰国後整理期間 (2015年2月中旬～2015年2月下旬)

- ア 帰国報告会に出席し担当分野に係る調査結果の報告を行う。
- イ 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(案)(和文)の作成に協力する。
- ウ 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下とおり。

なお、本契約にける成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 合同評価報告書(案)(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記（１）～（３）については、電子データをもって提出することとする。

#### 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ドバイ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ⇒成田を標準とします。

#### 10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地派遣期間は2015年1月24日～2月15日を予定しています。

本業務従事者は、他の団員より1週間程度先行して現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします。

オ) 執務スペース

「プロジェクトオフィス内の執務スペース提供」

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を地球環境部水資源・防災グループ水資源第二チーム  
TEL:03-5226-9579)にて配布します。

・業務進捗報告書 (3)

・PDM最新版

② 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト  
(<http://libopac.jica.go.jp/>)で公開されています。

・村落給水事業実施・運営維持管理能力強化プロジェクト フェーズ2中間レビュー報告書

（３） その他

業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度  
ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上